平成２２年（フ）第２号
徳島県板野郡北島町北村字神屋敷31番地
債務者　小泉美智男
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３号
徳島県吉野川市川島町川島210番地
債務者　松本　登子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７号
徳島県鳴門市撫養町立岩字六枚103番地、旧住所徳島市吉野本町６丁目51番地の１
債務者　中山　友紀
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９号
徳島市住吉４丁目10番56―605号
債務者　濱田　昌子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４８号
宮崎市広島１丁目16番１号　サンモール広島401号、前住所宮崎市生目台西２丁目３番地１　県営住宅12棟９号
債務者　尾前　邦広
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３２５号
富山市堀240番地　エスタシオン103号
債務者　小林香奈子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７６号
高知県宿毛市平田町戸内2324番地11
債務者　安東　　妙
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第１２３号
石川県小松市瀬領町ト21番地
債務者　森　　直樹
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１号
石川県能美市湯谷町ト38番地６
債務者　橋牟　好子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第５号
福島県石川郡石川町大字双里字本宮98番地
債務者　相楽　信雄
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第６号
福島県東白川郡塙町大字塙字材木町35番地
債務者　石井みどり（旧姓保科）
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第３３０７号
名古屋市中区新栄３丁目10番29号
債務者　豊博建工こと柳　豪男こと　柳　　豪植
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６４９号
名古屋市千種区内山２丁目17番４号　名和ビル102号
債務者　高橋　弘子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６５０号
名古屋市東区泉１丁目２番17　レジデンス泉1101号、住民票上の住所名古屋市中区新栄１丁目48番19号　老松公団414号
債務者　佐々木順子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７２８号
名古屋市東区百人町38番地　三善ビル３Ｆ南
債務者　鰐部登美男
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６８号
名古屋市中川区東起町２丁目55番地の１　エクセルハイムＮ―201号
債務者　福田　　剛
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５５７号
神戸市灘区篠原北町３丁目３番24号大元コーポ２Ｆ
債務者　近江田賀津美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９８号
神戸市垂水区小東山本町２丁目１番５号
債務者　ＣｌｕｂＢａｒＦＧこと　清水　誠司
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部